

[個別論文]

都市で働く農民工子女の就学問題に関する政策の現状

—上海市教委が公開した公文書をベースに—

方 明 生*

はじめに

- 一、 都市で働く農民工子女の公立学校就学の政策
 - 二、 上海市の農民工子女学校に関する政策
 - 三、 農民工子女公立学校就学のカリキュラム問題
- おわりに

はじめに

昨今、日本社会では「このままではますます格差が広まっていくばかりです」などと言われ、これからの日本社会の行方が危惧されている。世界的に見れば、各国の格差問題はまちまちで、日本のそれとは違う性質の問題が数多く存在している。中国について言えば、階層格差より地域格差が基本的な問題としてあげられる。古代から地理的な要因で生まれた人口分布の不均衡による東西（東部と西部）の地域格差、経済発展の恩恵を受けている沿海工業地帯（その周辺の農村部も含まれている）と経済発展に立ち遅れる地域との格差、また近年、急ピッチで進んでいる都市化¹により拡大している都市部と農村部との格差などがある。このように中国の地域格差は歴史上の基本問題として存在し続けており、また近代化の中で新たに発生している。地域格差問題の中で教育と関連しているものとして都市部のいわゆる「外来人口」の子供の教育問題があげられる。その問題を中国近代化の中の基本課題——義務教育の実現——の視点から見れば、早急に全面的な政策検討がなされなければならない。

2006年末、上海市の戸籍人口は1368.1万、常住人口は1815万、その内、外来常住人口（半年以上滞在する人口）は467万である。²外来常住人口の推移は次のようなデータがある。

単位：万人³

	2000年	2003年	2005年	2006年
外来常住人口	299	383.07	438.40	467.26

* 名古屋大学大学院教育発達科学研究科客員研究員、中国上海師範大学教育学院准教授

外来常住人口の統計は必ずしも詳しく公表されていないが、毎年、ほぼ10%ぐらい増えていることが上記のデータからわかる。仮に義務教育適齢の子供が2004年に32万というデータ⁴があるとしたら、毎年、3万人程度増えることが可能である。上海市教育委員会（以下、上海市教委と略称）の統計によると地元の義務教育適齢子供数⁵はこの数年間横ばいになっていることに比べると、明らかに大きな問題である。

単位：万人

小学校	2003年	2004年	2005年	2006年
入学した子供	10.05	10.55	10.36	10.85
卒業した子供	12.87	10.97	10.93	10.85

上海のような大都市はますます迫ってくる外来の子供の教育問題に直面しているにもかかわらず、それらの子供を受け入れる体制の準備（財源、人員の確保など）を整っていないため、政府としてなかなかはかどる政策を打ち出すことがないようだ。

一、都市で働く農民工子女の公立学校就学の政策

1. 新しく修正した義務教育法の原則

2006年、中国全人大は義務教育法を修正した。義務教育法の修正によって、本格的な中国の義務教育法が誕生したと言える。先進国の義務教育に習い、学費雑費の免除、地域不均衡の是正、経費の確保、管理体制の強化、素質教育の強調、教師の地位の明示、重点学校の廃止など数多く盛り込まれている。その中で最も強調すべき原則は義務教育二原則であろう：1、中国国籍を有する児童は義務教育を受ける権利を享有する。2、政府は責任を果たしてその権利を保障すべきである。⁶ 中国全体はこの法を指針として本格的に義務教育の実現を目指して邁進すると思われる。

近年の経済成長の成果により、義務教育普及のための財力が出ている。また、調和社会作りの課題の一つとして国民の教育にもっと力を入れる努力をなすべきである。それらのことの反映の一つとして新しい義務教育法の修正があるが、その法の目標を実現することにかかわって、経済発展による地域格差の拡大、所得格差による貧困層の増加など、政府は様々な新しい問題に直面している。その一つは都市で働く農民工子女の公立学校就学の問題である。

2. 上海市の農民工子女義務教育段階公立学校入学に関する政策

「はじめに」で示したように、上海市は膨大な外来人口を抱えているので、当然、農民工が連れてきた子供の人数も相当な数にのぼり、その子供たちの入学、教育は今大きな問題となっている。上海市教委は農民工子女の入学の政策として次のような政策を出している。

上海市教育委員会『2006年義務教育段階の学校の入学募集についての若干意見』（公文書番号：滬教委基〔2005〕94号）には農民工子女の入学問題について次のように書かれている。

三の（三）：政府は「二つの原則」を堅持し、義務教育段階の公立学校が潜在能力を発揮し、募集定員を拡大することを奨励している。公立学校が管轄区域内に住む、条件を満たしている農民工の義務教育適齢子女を近くの学校に入学させるべきである。

三の（四）：各区、県の教育行政部門は他省、市の義務教育適齢児童（都市に流入し就職し働く

農民の義務教育適齢子女を含む)の入学を許可した場合、これらの児童たちが上海で義務教育を完了した場合、戸籍所在地に戻り、高校段階の学校の入学応募をしなければならない等、関連の政策、規定を明確に説明しなければならない。⁷

また、上海市教育委員会『2007年義務教育段階の学校の入学募集についての若干意見』（公文書番号：滬教委基〔2006〕85号）の中には次のように書かれている。

三の（10）：各区、県の教育行政部門は地域の実情に従い、計画を立て、管轄区域内の農民工同住子女の入学を適切に手配すべきこと。農民工子女の義務教育を受けることに関する「二つの原則」を実行し、管轄区域内の、条件を満たしている都市に流入し就職し働く農民の義務教育適齢子女に公立学校において義務教育を受けさせる比例を次第に増やすべきこと。⁸

以上の文面の中に政策に関して説明が必要な言葉が二つある。一つは「二つの原則」である。2003年9月、中央の國務院弁公庁は教育部などの部門の「都市で働く農民工子女の義務教育問題を適切に解決することについての所見」を配布する通達（公文書番号：国弁発〔2003〕78号）を出した。⁹ その中で、都市で働く農民工子女の義務教育問題を流入地（農民たちが入った都市を指す）の政府が責任を持つこと、主として全日制公立中小学校に入学させるべきことという二つ基本方針を述べた。この二つの基本方針が農民工子女義務教育問題の「二つの原則」と称されている。「二つの原則」は義務教育法に則った¹⁰方針だと思われるが、その実行はなかなか難しい。現にそれぞれの地方が出した農民工子女義務教育問題に関する公文書は文面上、この「二つの原則」を強調しているが、どの程度実行すべきかの基準はあまりない。

3. 公立学校入学の条件としての「居住証」に関連する書類

もう一つは「条件を満たして」という言葉の「条件」に含まれる意味である。上海市教育委員会『「上海市居住証」を持つ人の子女の就学問題についての通達』（公文書番号：滬教委基〔2002〕60号）¹¹は公立学校に入学するために居住証が必要であると定めているが、この「居住証」による入学は必ずしも農民工子女の入学を対象とするとしていない。場合によって「居住証」を持たない農民工子女も入学できるが、しかし、多くの場合、公立学校側は「居住証」を持つか持たないかによって入学させるかどうかの判断をしている。では、「上海市居住証」をどういう条件でもらえるのだろうか、『上海市居住証暫定規定』（2004年8月30日上海市人民政府令第32号）の中に居住証の申請に必要な書類について次のように述べている。

第九条 居住証を申請する人は居住登録証明、婚姻状況証明、健康状況証明のほかにそれぞれの状況に応じて、次の書類を提出すべきこと

- （一） 就職の場合、総合保険証明、安定就職証明或いは、投資、開業に関する証明を提出すること。
- （二） 人材導入の場合、学歴証明、専門技術証明、能力業績証明、安定就職証明或いは、投資、開業に関する証明を提出すること。
- （三） 親戚、友人への依頼、就学、研修の場合、それに関する証明を提出すること。¹²

つまり、「上海市居住証」をもらうには居住登録証明、婚姻状況証明、健康状況証明、総合保険証明、安定就職証明など少なくとも五つの書類が必要とされる。実情から考えても、都市で生活をする能力から考えても、農民工たちがそれらの書類をすべて取得するのは容易なことではない。こ

のことは農民工子女が公立学校に入れない一つの原因だろう。

また、公立学校の学費だが、「借読費」¹³という費用がある。上海市教育委員会、上海市物価局、上海市財政局「上海市以外の省、市の生徒の借読費の基準を定めるに関する通達」（公文書番号：滬教財〔2004〕61号）¹⁴にはその基準が発表されている。小学校は一学期500元、中学校は一学期800元である。同時にその公文書によると、農民工子女の借読費を免除できることになっている。しかし、すべての農民工たちがそのような政策を正確に理解しているわけではなく、料金（「借読費」）の支払いを要求されても政策により支払わなくてもいいと主張する農民工たちはそう多くはない。

二、上海市の農民工子女学校に関する政策

1. 上海市農民工子女学校の現状

2003年10月から2004年の3月まで同済大学を始め、上海の四つの大学の学生は、同済大学程俐驄教授の指導で、上海にある26の民工学校を調査し報告を出した。

この調査の報告によると、上海市の農民工子女の内、義務教育適齢児童は32万人（2004年）いる。民工学校に就学している児童は19万、全体の63%を占めている。

民工学校に就学している子供の保護者の学歴は、中卒は56.9%、小卒は20.9%、高校、中等専門学校卒は15.0%で、必ずしも高くない。家庭の収入が少なく、月収1200元以下が61.1%を占めている。

農民工は自分の子どもを民工学校に入れる一因として、民工学校は出身地の教科書を使うため、将来、進学における支障などが少ないことがあげられる。しかし、親の転勤などによって転校する子供が多い。中学が終わらないうちにアルバイトに行ったりして働いている子供が多い。調査に入った学校では小学校の生徒数は1387人で、中学校の生徒数は783人で中学段階の子供の人数は目立って減った。そういう子供たちの義務教育の保障は重大な問題となる。また、親は生活の面、教育の面で十分に面倒を見る時間がないので、非行発生の危険性が高い。¹⁵大学進学を望む子供たちは、その実現が難しいことや、都市の生活に馴染まないことなどから、心理的にはかなり不安定である。¹⁶

民工学校の教師の3分の2は出身地から招聘した教師で、3分の1は上海の定年退職した教師である。若手の教師と年齢50以上の教師が多く、壮年期の経験のある中堅の教師が少ない。教師の学歴は本科卒6%、短大卒40%、高校卒13%、中等専門学校卒41%など、全国的に見ればそれほど低くないが、上海の教師と比較すると低い。¹⁷

2. 上海市の農民工子女就学問題に関する基本政策

上海市政府は前述の2003年9月の国務院の通達に従って、上海市人民政府弁公庁、市教委等七部門の「都市で働く農民工子女の義務教育問題を適切に解決することについての所見」を配布する通達（公文書番号：滬府弁発〔2004〕12号）¹⁸を2004年2月に出した。

その中に、農民工子女の義務教育問題の政策について、1. 「義務教育法」の実行、2. 流入地の政府が責任を持つ、主として公立学校に入学させるという二原則¹⁹の強調、3. 農民工子女入学条件の緩和、4. 民工学校への支持、5. 経済的負担の減輕、6. 管理の強化、7. 体制の整備、8.

農民工を支援するキャンペーンの拡大など八項目に涉ってこの問題の様々な面に触れ、政府が積極的にこの問題に取り込む姿勢を打ち出している。

しかし、その具体策として、例えば、財政の面でどのような形で必要な経費を出すか、公立学校に入学できる条件の詳しい内容、民工学校への支援の具体的な内容などは区と県の教育、民生行政部門に委ねている。この後の上海市教委の公文書を見ると、実際は農民工子女学校の安全管理に絞る具体策しか出していない。

3. 農民工子女学校の安全管理に絞る具体策

上海市教委の公式ホームページの「都市に流入した外来農民子女の学校」の欄に次の六つの公文書が公開されている。

(1) 上海市教育委員会『上海市の、主として都市で働く農民の子女を受け入れる学校の管理をさらに強化することについての所見』公文書番号：滬教委基 [2004] 44号²⁰

(2) 上海市教育委員会『都市で働く農民の子女を受け入れる学校の安全管理をさらに強化することに関する緊急通達』公文書番号：滬教委基 [2005] 1号²¹

(3) 上海市教育委員会、上海市公安局『当市の一部の地域で「都市で働く農民の子女を受け入れる学校の安全規範（試行）」を試験的に実行するに関する通達』公文書番号：滬教委青 [2005] 12号²²

(4) 上海市教育委員会等五部門『都市で働く農民の子女を受け入れる学校の安全管理をさらに強化することについての所見』公文書番号：滬教委青 [2006] 17号²³

(5) 上海市教育委員会『当市の農民工子女学校の学校運営上の衛生と安全の条件をさらに改善することについての所見』公文書番号：滬教委青 [2007] 1号²⁴

(6) 上海市教育委員会、上海市青少年保護委員会『農民工の子女の義務教育を引受ける農民工子女学校のため、学校側責任保険を一律に掛ける、またそれに関する業務についての通達』公文書番号：滬教委法 [2007] 19号²⁵

この六つの公文書のうち(1)は民工学校を許可する基準、例えば、運営者の資格、敷地・校舎の基準、教職員の資格、経費のチェック、カリキュラムの管理などの11項目を打ち出している。また、区と県の教育行政部門の民工学校に関する管理の強化を指示している。

その他の五つの公文書は題からわかるように、安全管理の面に集中している。その原因はいろいろあるが、次のような問題があると思われる。

○義務教育でありながら、経費の確保が解決していない。流入地の上海は民工学校あての經常経費項目を作っていない。流出地の地方は何らかの形で支援しているようだが、義務教育法に基づいての経費を出すかどうか不明である。

○行政指導の体制が整っていない。主として流入地の政府が管理するという原則を出しているが、実際は民工学校は区と県の教育行政の管轄下（経費、人事、運営指導など）に入っておらず、担当の部門も明確でないようである。流出地の政府は遠いし、実情を明確に把握していないので、管理指導が確かなものでないのも当然であると思われる。

○流入地の上海市政府は、行政の面子を保つため、安全面で、特に神経をとがらせている。実際、

(2)の緊急通達の冒頭に、2005年1月18日、閩行区の魯氷花小学(安徽省寿县が作った民工学校)でトイレの壁が倒れて、生徒3人が重傷を負った事故を取り上げて、緊急に安全管理を強化しようと呼び掛けたところに政府の姿勢が伺える。

○(5)にあるように、上海市教委は具体的に指定の経費項目を作って、民工学校の衛生と安全を改善すると発表した。その改善は1. トイレ2. 食堂3. 教室の照明と机椅子4. 図書資料と体育器具5. アラーム装置6. 消防装置の六項目に及んでいる。また、(6)にあるように、政府が民工学校のため、学校側責任保険を一律に掛けるという支援措置を取った。しかしながら、全体として安全対策の暫定処置に留まっていて、問題を全面的に把握する長期的な政策はまだ打ち出されていない。

三、 農民工子女公立学校就学のカリキュラム問題

1. カリキュラム改革による各地のカリキュラムに関する変動

中国教育部は2001年『基礎教育課程改革綱要』²⁶を出して、全国的にカリキュラム改革を進めた。その中で上海市は『上海市普通中小学課程方案』²⁷、北京市は『北京市21世紀基礎教育課程改革实施方案』をそれぞれ出した。また天津市、江蘇省、浙江省などはカリキュラム改革の実験方案を出して改革を進めている。

「一綱多本」(カリキュラム基準は一つだけで、教科書はそれぞれの省、市は編集委員会を作り編集、出版する)という教科書編集の方針が採用され、教科書の種類は以前より多くなった。教育部が出した『2007年秋季普通中小学校教学用书(教科書を含む)目録』²⁸によると、小学校の教科書編集者は81あり、中学校の教科書編集者は39、高校の教科書編集者は2である。それぞれの地域における教科書の選択肢が多くなり、また、地域間の教科書の違いが以前より大きくなったことを意味している。

また、2004年頃から、教育部は各省、自治区、直轄市ごとに全国統一大学入学試験の試験問題を出すことに変えた。教育部は試験綱要を出し、各省はそれに基づいて教育選考院の問題作成センターで問題を作成することになっている。2007年、中国全国の大学入試は全国一(河北省、河南省、山東省、広西省で行う)、全国二(貴州省、黒龍江省、吉林省、雲南省、甘肅省、新疆自治区、内モンゴル自治区、青海省、チベット自治区で行う)などを始め、17の省と直轄市で行われている。合わせて19種類の大学入試問題がある。²⁹

2. カリキュラムの変動が起因した学習の困難

その中で上海はかなり特殊な地域である。独自のカリキュラム基準を持っており、教科書も独自で編修し、ほかの地域と異なっている。例えば、外国語教科については国家カリキュラムは三年生から学習するのに対して、上海カリキュラムでは一年生から英語教科を学習する；国語教科については読む力をつけさせるために、かなり急進な進度で識字の量を高める(例えば、小学校一、二年生は読める漢字が2000字、書ける漢字1000字³⁰)といったほかの地域にはあまり見られないやり方を取っている；また、総合芸術科と言う教科がある。総合芸術科の教師はいくつかの芸術分野(例えば、音楽、戯曲、美術、図工、)にわたる知識と実技を持ち、授業を進めることが要求される。こ

これらのことが原因で、特に途中で転入した農民工子女は授業についていけないという問題がある。³¹

前述のように³²、上海市政府は義務教育が完了した場合、農民工子女を戸籍所在地に戻らせ、地元で次の進路を選択させる方針をとっている、義務教育後の教育を国が保障する責任はなく、農民工子女が上海に留まれば、上海の高校進学競争を激化させる恐れがあり、また大学進学にも影響するというのが上海市の立場である。他方、農民工子女は義務教育修了後も多くの課題に直面する。地元での適応の問題や、カリキュラム内容が違う問題や、学習困難が発生する可能性が増大する。

それぞれの地域から来る人が上海の民工学校を運営しているので、大抵地元の教科書を使っている。しかし、前述したようにカリキュラム改革のことで、教科書の種類はが多くなったので、民工学校自身で教科書を調達することは難しくなった。民工学校は大抵特定の地域の子供を募集しているので、その地域の教科書を使っているが、別の地域の子供が入学すればまた教科書、学習内容の問題が出る。農民工自身も転勤、転居によって、住むところがたびたび変わることがあるので、それも子供の勉強にも影響するだろう。

おわりに

制定後二十年を経過して新しく修正された義務教育法の公表は、中国政府の義務教育の徹底的な実現への意欲を示しているようにみえる。しかし、近代化の中で急ピッチで進む都市化は、義務教育の分野に予想もしない新しい問題——農民工子女義務教育の保障——を引き起した。このような問題をどう解決するかは、教育二原則に掲げられた義務教育実現にかかっている。

農民工が都市に流入しその一部が都市に定住するようになることは都市化において避けられない。上海のような大都市がどのように流入者を受け入れるのか、またこれからどのように発展のシナリオを展開するのかなどについて、政府の政策決定が問われている。教育問題についても、決して短絡的な政策思考で済ませられるものではない。

都市化に伴い、地元利益の問題、都市発展の活力維持の問題、一方ではもっと開放的に人材を受け入れる問題、都市発展に必要な人手の確保の問題など、上海のような大都市は様々なジレンマに直面している。しかし、流入した人々に国民の一人として保障すべきものも与えない、今よりさらに大きな格差が生まれる都市では、「Better City, Better Life」³³というスローガンに掲げているようなよりよい都市、よりよい都市生活は生まれてこないだろう。

都市化の進展について政府の数値目標、数値コントロールが必要だと言われているが、農民工子女義務教育の保障問題についてもやはり長期的な展望に立つ数値目標、数値コントロールが必要だと思われる。今後、関係部門の確実な政策検討が望まれる。

【註】

1 都市化：中国の近年の経済成長に伴う都市部の人口増加、都市面積の拡大などの現象で現れる社会変動である。当面、中国社会における目立つ社会問題で、多くの課題が存在している。

2 上海市政府HP：上海概覧・人口就業

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node3766/node3783/node3784/index.html>

- 3 上海統計年鑑 <http://www.stats-sh.gov.cn/2003shtj/tjnj/nj07.htm?d1=2007tjnj/C0304.htm>
- 4 このデータは次の文献によるものである：程俐驄、張興瑞、上海市における民工子女の教育状況についての調査、城市管理、2004年第4号
<http://www.east128.com/qy8/umcollege/xb/040604.htm>
- 5 上海市教育委員会：教育事業統計
http://www.shmec.gov.cn/web/xxgk/rows_list.php?node_code=3&rss=3
- 6 中華人民共和国義務教育法（2006年6月29日修正案可決）第四条、第五条
http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2006-06/30/content_323302.htm
- 7 上海市教育委員会『2006年義務教育段階の学校の入学募集についての若干意見』公文書番号：滬教委基〔2005〕94号
http://www.shmec.gov.cn/web/xxgk/rows_content.php?article_code=420022005002
- 8 上海市教育委員会『2007年義務教育段階の学校の入学募集についての若干意見』公文書番号：滬教委基〔2006〕85号
http://www.shmec.gov.cn/web/xxgk/rows_content.php?article_code=420022006001
- 9 國務院弁公庁、教育部などの部門の「都市で働いた農民工子女の義務教育問題を適切に解決することについての所見」を配布する通達（公文書番号：国弁発〔2003〕78号）
<http://www.jyb.com.cn/gb/2003/10/01/zy/jryw/5.htm>
- 10 同注4。中華人民共和国義務教育法 第十二条、第二十二條 参照
- 11 上海市教育委員会『「上海市居住証」を持つ人の子女の就学問題についての通達』
<http://www.shmec.gov.cn/attach/xxgk/560.htm>
- 12 『上海市居住証暫定規定』（2004年8月30日上海市人民政府令第32号）
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node11494/node12654/node12655/userobject26ai2096.html>
- 13 「借読費」というのは他省、市の戸籍を持つ子どもが何らかの原因で、上海市の公立学校で就学することになる場合、料金（言葉として「借読費」の意味は他所の学校の座を借りて勉強することで生じた費用ということだ）を払う必要がある。その基準は次の公文書による：上海市教育委員会、上海市物価局、上海市財政局「上海市以外の省、市の生徒の借読費の基準を定めるに関する通達」（公文書番号：滬教財〔2004〕61号）<http://www.shmec.gov.cn/attach/xxgk/690.htm>
- 14 上海市教育委員会、上海市物価局、上海市財政局「上海市以外の省、市の生徒の借読費の基準を定めるに関する通達」（公文書番号：滬教財〔2004〕61号）
<http://www.shmec.gov.cn/attach/xxgk/690.htm>
- 15 次の文献に詳しい研究がある：王志強、流動人口における青少年犯罪問題についての分析、江西公安專科学学校学報、2003年第3号、
<http://211.154.163.43:90/~kjqk/jxgazkxxxxb/jxga2003/0303pdf/030323.pdf>
- 16 次の文献に詳しい研究がある：中国青少年研究センター研究班、都市にでて働く農民工子女の都市生活適応問題に関する研究報告、
<http://www.cycs.org/Article.asp?Category=1&Column=130&ID=5779>

- 17 程俐聰、張興瑞、上海市における民工子女の教育状況についての調査、城市管理、2004年第4号 <http://www.east128.com/qy8/uncollege/xb/040604.htm>
- 18 上海市人民政府弁公庁、市教委等七部門の「都市で働いた農民工子女の義務教育問題を適切に解決することについての所見」を配布する通達（公文書番号：滬府弁發〔2004〕12号）（上海市政府HPの「政府文件」に公布している）
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node10800/node11408/node12942/userobject26ai1135.html>
- 19 注9を参照
- 20 上海市教育委員会『上海市の、主として都市で働いた農民の子女を受け入れる学校の管理をさらに強化することについての所見』公文書番号：滬教委基〔2004〕44号
<http://www.shmec.gov.cn/attach/xxgk/666.htm>
- 21 上海市教育委員会『都市で働いた農民の子女を受け入れる学校の安全管理をさらに強化することに関する緊急通達』公文書番号：滬教委基〔2005〕1号
<http://www.shmec.gov.cn/attach/xxgk/920.htm>
- 22 上海市教育委員会、上海市公安局『当市の一部の地域で「都市で働いた農民の子女を受け入れる学校の安全規範（試行）」を試験的に実行するに関する通達』公文書番号：滬教委青〔2005〕12号 <http://www.shmec.gov.cn/attach/xxgk/1268.htm>
- 23 上海市教育委員会等五部門『都市で働いた農民の子女を受け入れる学校の安全管理をさらに強化することについての所見』公文書番号：滬教委青〔2006〕17号
<http://www.shmec.gov.cn/attach/xxgk/2107.htm>
- 24 上海市教育委員会『当市の農民工子女学校の学校運営上の衛生と安全の条件をさらに改善することについての所見』公文書番号：滬教委青〔2007〕1号
<http://www.shmec.gov.cn/attach/xxgk/2439.htm>
- 25 上海市教育委員会、上海市青少年保護委員会『農民工の子女の義務教育を引受ける農民工子女学校のため、学校側責任保険を一律に掛ける、またそれに関する業務についての通達』公文書番号：滬教委法〔2007〕19号 <http://www.shmec.gov.cn/attach/xxgk/2752.doc>
- 26 『基礎教育課程改革綱要』
<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/level3.jsp?tablename=1162&infoid=732>
- 27 『上海市普通中小学課程方案』http://www.shkegai.net/course/index_plan.cfm
- 28 教育部『2007年秋季普通中小学校教学用書（教科書を含む）目録』についての通達
<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/level3.jsp?tablename=1165&infoid=22906>
- 29 次のHPを参照：<http://www.zgxzw.com/gaokaoshiti/>
- 30 上海市中小學語文課程標準、上海市教育委員会編集、上海教育出版社、2004年10月、第31頁
- 31 筆者が上海の複数の小学校教師から聞いた状況である。
- 32 注7、注8を参照
- 33 この言葉は2010年、上海万博のキャッチ・フレーズである

An analysis of Policy on Enrollment in Compulsory Education among Nongmin-gong Children :

Based on Public Documents of the Shanghai Municipal Education Commission

Mingsheng Fang*

The paper discusses policy about enrollment in compulsory education among Nongmin-gong children. In China, Nongmin-gong people have been immigrating to cities since the mid-1990s. The number of immigrants has been increasing year after year. Currently it stands at approximately 121 million people. In Shanghai, the number of Nongmin-gong immigrant is approximately 4.67 million people, while the number of the second generation of Nongmin-gong stands at approximately 32 thousand people. The question that this raises is how to insure compulsory education for Nongmin-gong children, since it tests the ability of the Chinese government to fulfill the program of compulsory education for all children.

The paper consists of three sections as follows:

1. Issues involving policy of Nongmin-gong children's entrance to public schools
2. Shanghai municipal government policy on private schools for Nongmin-gong residents
3. Curriculum issues for Nongmin-gong children in public schools

* Visiting Associate Professor, Graduate School of Education and Human Development, Nagoya University and Associate Professor, School of Education, Shanghai Normal University